

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり老人及び認知症高齢者(以下「要援護高齢者」という。)の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、要援護高齢者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって地域の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、藤岡市(以下「市」という。)とする。ただし、在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)の運営の全部又は一部を社会福祉法人又は医療法人等に委託することができる。

(実施施設)

第3条 この事業は、老人ホームヘルプサービス事業、老人デイサービス運営事業、ショートステイ事業等在宅福祉サービス又は訪問看護、訪問リハビリ、デイケア等の要援護高齢者に対する保健、医療サービスの実施機関と機能的に連携した運営を確保し、介護する家族の夜間の相談に対応する必要があることから、終日にわたり機能しており、かつ、これらのサービスの実施機関として積極的に活動している特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に併設した支援センターにおいて実施する。

2 支援センターは、社会福祉法人又は医療法人等が設置した施設を利用して行う。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の要援護高齢者又はこれらの者を抱える家族等とする。

(事業内容)

第5条 支援センターは、次に掲げる事業を積極的に向かい合い、又は支援センターにおいて行うものとする。ただし、第6号については、これを行わないことができるものとする。

- (1) 地域の要援護高齢者の実態等の把握並びに各種の公的保健福祉サービスの広報及びその積極的な利用について啓発を行うこと。
- (2) 在宅介護に関し、電話相談(緊急通報電話設置世帯からの電話相談を含む。)及び面接相談等により総合的に応じること。
- (3) 地域の要援護高齢者やその他家族の公的保健福祉サービスの利用申請手続きの便宜を図る等公的福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- (4) 市の公的保健福祉サービスの円滑な適用にすするため、個別の要援護高齢者及びその世帯の介護ニーズ等の評価を行うとともに処遇のあり方についての諸資料を作成すること。
- (5) 要援護高齢者を抱える家族等からの相談や民生委員等からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導及び助言を行うこと。
- (6) 介護機器の展示、利用対象者の身体状況を踏まえた介護機器の紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行うこと。

(事業の実施等)

第6条 支援センターにおける事業は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院等(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設しているか、又は特別養護老人ホーム等による後方支援体制が地域の実情に応じて確保されている施設において実施するものとする。

- 2 併設の特別養護老人ホーム等(以下「併設施設等」という。)は、緊急時において当該施設で実施する在宅サービス等の利用が可能となるよう支援体制を確保しておくものとする。
- 3 市及び支援センターは、夜間等の緊急の相談等に備え、あらかじめ実態把握調査票(様式第1号)に記録し、必要な関係機関との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の取扱等の対応手順を併設施設、消防署、病院等医療機関等の関係機関と協議のうえ、定めるものとする。
- 4 支援センターは、相談を受けた場合は、実態把握調査票(様式第1号)に記録し、速やかに必要な活動を展開するとともに、これを適切に管理し、継続的支援、処遇の適切な実施を図るものとする。
- 5 支援センターは、相談を受けた者の公的サービス等の利用申請手続きに当たって、必要に応じ市等への申請書の提出等の便宜を図るものとする。
- 6 支援センターの業務については、原則としてフレックスタイム制の勤務体制を組み、住民の利用度の高い時間帯に対応できる運営体制を採るものとする。ただし、相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に24時間体制を採るものとする。

(職員の配置等)

第7条 この事業を行うため、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員又は福祉業務に精通している職員を1名以上配置するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年告示第23号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第54号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

実 態 把 握 調 査 票

調 査 日	来所・電話・その他()初回・再来(前 /)		担 当		
相談経路	☐ 本 人 ☐ 家 族 ☐ 元気長寿課 ☐ 介護保険課 ☐ 保健センター ☐ 福祉事務所 ☐ 在宅介護支援センター ☐ 他事業所() ☐ 医療機関 ☐ 民生委員 ☐ 近隣者 ☐ その他()				
氏 名			生年月日		
住 所			TEL		
担当民生委員		地 区	TEL		
構 成 図	家 族 構 成	氏 名	続柄	住所・TEL	家族関係
人 間 関 係	☆日中は一人でいることが多いですか ☐ は い(☐ a いつも ☐ b 時 々 ☐ c たまに) ☐ いいえ ☆緊急時、近所に来てくれる人はいますか ☐ は い(☐ a こども(親戚) ☐ b 近所の人 ☐ c 友 人 ☐ d その他【 】) ☐ いいえ				
緊急連絡先①	氏 名		続 柄		
	住 所		TEL		
緊急連絡先②	氏 名		続 柄		
	住 所		TEL		
要介護認定	☐ 未申請 ☐ 申請中 ☐ 自 立(非該当) ☐ 要支援 ☐ 要介護1・2・3・4・5 認定日： (居宅介護支援事業所)				
健康保険	☐ 無 ☐ 有(☐ 国 保 ☐ 組 合 ☐ 社 保 ☐ 共 済) ☐ 生 保				
年 金 (経済状況)	☐ 無 ☐ 有(☐ 厚生年金 ☐ 国民年金 ☐ 障害年金 ☐ 共済年金) ☐ その他() ☆経済的にゆとりがありますか? ☐ ゆとりがある ☐ 多少ゆとりがある ☐ 少し苦しい ☐ 苦しい				
受 入 状 況	☐ 良 い ☐ 悪 い				
相 談 内 容					

医 療 機 関			担当医		受診頻度	
医 療 面	現病歴					
	既往歴					
	服薬状況	☆現在服薬していますか ☐ はい(薬品名：) ☐ いいえ ☐ a：今は指示がない ☐ b：副作用がこわい ☐ c：薬の飲み方がわからない ☐ d：飲むのが面倒くさい ☐ e：効かないからやめた ☐ f：薬が多すぎて飲みきれない ☐ g：その他()				
	通院手段	☐ 援助あり(☐ 家族 ☐ 親族 ☐ 友人 ☐ 近所のひと ☐ その他() ☐ 援助なし) ☐ 電 車 ☐ 車 ☐ タクシー ☐ バ ス ☐ バイク ☐ 自転車 ☐ 徒 歩 ☐ 往 診				
	特記事項					
身 体 面	各部障害	☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 言語障害 ☐ 肢体・機能障害(☐ 右 ☐ 左 ☐ 上肢 ☐ 下肢 ☐ 体幹) ☐ 内部障害(☐ 心 臓 ☐ 腎 臓 ☐ 呼吸器 ☐ 膀胱又は直腸 ☐ 小 腸) ☐ 精神障害 ☐ 知的障害 ☐ その他()				
	身障手帳	☐ 無 ☐ 有 種 級：障害名()				
	視 力	☐ 普 通 ☐ 弱 視(1m・目の前) ☐ ほとんど：眼鏡(☐ 老眼鏡 ☐ 近視用)				
	聴 力	☐ 普 通 ☐ やや難 ☐ 難 聴 ☐ 補聴器(右・左)				
		血 圧 / 脈 拍 回/分(整・不整) B M I () 身 長 cm 体 重 kg 身体的特徴 []				
A D L	特記事項					
	寝 返 り	☐ 可 ☐ つかまれば ☐ ベッド(☐ a：一般 ☐ b：介護用) ☐ 布 団 ()				
	座 位	☐ 可 ☐ 自分の手で支えれば ☐ 背もたれがあれば()				
	移 乗	☐ 自 立 ☐ 一部介助 ☐ 背もたれがあれば()				
	立 位	☐ 自 立 ☐ 一部介助				
	歩 行	☐ 自 立 ☐ 伝い歩き ☐ 一部介助： ☐ 杖 ☐ 押し車 ☐ 歩行器()				
L	麻 痺	☐ な し ☐ 左上肢 ☐ 右上肢 ☐ 左下肢 ☐ 右下肢 ☐ その他()				
	特記事項					

[illegible]

精神面	意志疎通		☐ 可 ☐ やや可 ☐ 不可()			
	問題行動		☐ あり() ☐ なし			
	今までの生活					
	現在の生活状況(どんな暮らしを送っているか)	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技	
		時 間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係	
	特記事項					
日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度	☐ 自立 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2				
	認知症高齢者の日常生活自立度	☐ 自立 ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M				